



富士見高校放送部  
2年 杉山あおいさん

声で呼びかけます 地域の防犯

東入間警察署から防犯広報用テープの作成依頼がありました。学校外での活動ですが少しでも協力できればと、部員で相談をしてやらせていただきました。学校を知ってもらう機会にもなりますし… (笑)。

テープは「振り込み詐欺」「ひったくり」など4種類を作成しました。内容が普段読んでいるものと違いますが失敗もしましたが少しでも市民のみなさんへ伝わるようにがんばりました。

「ひったくり」の原稿を読んで、自分自身の役にもたちました。自転車に乗る時も荷物に気をつけるようになりましたね。

※防犯テープ作成により富士見高校放送部へ東入間警察署から感謝状が贈られました。

**ポイント**  
・不審な業者に融資を申し込まない。  
・正規の業者が融資前に保証金などの名目でお金を振り込ませることはありませぬ。

金融機関などを装い、はがきやメール、折り込みチラシなどで「低金利融資」や「即日融資」を持ちかける。申し込みすると、「保証金」や「ブラックリスト抹消料」などと称してお金を振り込ませ、融資はせずだまし取るという手口。

融資保証金詐欺

振り込み詐欺被害のアドバイス

- ☑ 相手がだれが確かめる
- ☑ お金の方は警戒する
- ☑ 相手の話をうのみにしない
- ☑ すぐにお金を振り込まない
- ☑ 家族や身近な人に相談をする

いざというときは110番

# 市内で『地デジ』に関する振り込み詐欺が発生!!

市内東みずほ台で8月中旬、地上デジタル放送に関する振り込み詐欺が発生しました。「富士見市とNTT」から委託を受けたという男性が訪問し、「地上デジタル放送を受信する為の申込書」を手渡し、記入を求めました。本人が不審に思い身分証明書の提示を求めたところ、提示しなかったため申込書を返したところ男は立ち去ったというものでした。また、市内でさらに同様の事例が発生しています。

このように次々と振り込み詐欺や悪質商法など、さまざまな巧妙な手口でわたしたちは狙われています。



## 「わたしは大丈夫！」が危ない!!

東入間警察署管内での昨年の振り込み詐欺被害は30件、被害金額約3千518万円。警察署管内別件数(県内ワースト)の被害多発地域となっております。突然、振り込み詐欺の犯人グループは電話をかけてきて、冷静な判断が出来なくなった「心のすき」を狙って、他人名義の預貯金口座や携帯電話などを利用し、多くの人から高額なお金をだまし取ります。

- 振り込み詐欺とは…
- オレオレ詐欺
  - 還付金等詐欺
  - 架空請求詐欺
  - 融資保証金詐欺
- 4つを総称して呼んでいます。

オレオレ詐欺

突然「オレだよ、オレ」と電話をかけてくる・・・  
そして「携帯電話の番号が変わった」と家族と思いつまみせ番号を登録しなおさせる。

交通事故や借金などのトラブルに巻き込まれたと・・・  
数日後、再び電話をかけてきて、さらに別の者が警察官、弁護士などになりすまして電話口にて緊急事態を告げる。「このままでは大変なことになる」と不安にさせ、「どうしたらいいの」とパニック状態にさせる。

還付金等詐欺

公的機関の職員から還付金の電話  
市役所・税務署・年金事務所などの職員を装い、「税金の納め過ぎがあります」「医療費を払い戻します」と電話をかけてくる。

ATMに行くように指示  
携帯電話とキャッシュカードを持ってATMのある場所に行き、着いたら指示された番号に電話するように言われる。

携帯電話でATMの操作を指示  
お金を受取るためのATM

### 高齢者は悪質商法のターゲット

ひとり暮らしや昼間、留守役として自宅にすることが多い高齢者は、悪質な訪問販売や電話勧誘販売業者に狙われがちです。必要のないものは、きっぱりと断ることが肝心です。

点検商法  
業者から「無料で布団の点検に行く」と電話があった。以前にも業者から点検を受け、必要のない商品を買わされたことがあったので断ったが、「今後、業者が点検に行かないようにしてあげる」と言われ応じた。訪問してきた業者から、今後ほかの業者が来ないようにする保証金の代わりに「押入れ用すのこ」や「汗取りパット」を買わされた。

こんな手口で

アドバイス

「無料」「安い」などというセリフは、家に入り込むための口実に過ぎません。一度玄関に入れてしまうと、なかなか断ることはできません。訪問販売業者をむやみに自宅に入れない、顔を合わせないことが大切です。必要のないモノには、きっぱりと「いりません」、必要のない業者にははっきり「帰ってください」と言う勇氣が必要です。

次々商法

訪問販売で断り切れず、一度商品の購入などの契約をすると、悪質業者の「カモ」にされてしまいます。入れ替わり立ち替わり悪質業者が訪れ、布団、浄水器、健康食品などを次々と売り付けられ、あつという間に家中が不要な商品の山となってしまいます。また、ほかに不要



いいえ! いりません!!

「安心・安全まっちづくりシール」を作製し折り込みましたので、ご活用ください。

不安なとき、おかしいなと思ったときは迷わずご相談を!

衣食住など消費生活に関する契約のトラブルや商品の安全性などの苦情や問合せに消費生活相談員が相談に応じ、解決のためのお手伝いをしています。  
市民相談室 ☎049-252-7181(消費生活相談直通)  
毎週月～金曜(祝日を除く)  
時間 午前10時～正午 午後1時～3時30分

不審に思ったら、迷わず電話を!

・東入間警察署 ☎049-269-0110  
・総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(地デジコールセンター) ☎0570-07-0101(ナビダイヤル)  
平日 午前9時～午後9時  
土・日曜、祝日 午前9時～午後6時

架空請求詐欺

「民事訴訟裁判告知」「消費料保全確認通知書」と書かれた身に覚えのないはがきが突然送られてくる。放置すると裁判になると不安をおおる。はがきに書かれている連絡先に電話すると弁護士を紹介するなどの口実で高額な金銭を要求するという手口。

ポイント

操作と思わせる犯人の巧妙な誘導により、逆に犯人の指定口座に振り込まれてしまう。公的機関が還付金などの手続きでATMの操作を求めることは絶対にありません。